

## 吉川市オープンデータ推進に関するガイドライン

本ガイドラインは、国が策定した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（平成29年12月22日改定 内閣官房情報通信技術総合戦略室）」を踏まえ、本市がオープンデータを推進する際の基本的な事項を定めるものである。

### 1. 定義

このガイドラインにおいて「オープンデータ」とは、営利目的又は非営利目的を問わず二次利用が可能な機械判読<sup>※1</sup>に適したデータ形式をいう。

### 2. 推進の目的

#### (1) 透明性・信頼性の向上

本市が保有するデータをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性が高まり、市民等からの信頼を高めることができる。

#### (2) データの共有及び協働による地域課題の解決

市民や企業とデータを共有することにより、官民協働で地域の課題解決に当たることができる。

#### (3) 地域経済の活性化

データを二次利用可能な形で提供することにより、編集、加工、分析等の各段階を通じ様々な新しいビジネスの創出や企業活動の効率化等が期待され、地域経済の活性化が図られる。

### 3. 基本原則

本市が保有するデータは、法令による制限がある場合を除き、オープンデータとして公開する。

### 4. 公開する場所

本市のオープンデータは、埼玉県が作成したオープンデータカタログページ<sup>※2</sup>で公開する。

### 5. 公開における規約

公開するオープンデータは、埼玉県オープンデータ利用規約に則り取り扱うものとする。埼玉県オープンデータ利用規約に定めがない事項については、本ガイドラインで定めるところによるものとする。

### 6. 具体的な取組

(1) 現在ホームページで公開しているデータを優先してオープンデータ化する。

(2) 本市が保有するデータ又は新たに作成や取得、加工等する情報についても、順次オープンデータ化に努める。

(3) 以下に該当するデータは対象としない。

ア 吉川市個人情報保護条例第2条第1項第1号に規定する個人情報<sup>※3</sup>を含むもの。

- イ 本市以外の者から取得した情報で、その者が二次利用を認めないもの。
- ウ 法令で非公開情報と定められているもの。

## 7. 本市以外の者から取得した情報の取扱い

本市が保有する情報のうち、本市以外の者から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。本市は可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

## 8. オープンデータ化のルール

### (1) 機械判読に適したデータの公開

オープンデータ化するデータは、コンピューターでの機械判読が可能であり、かつ特定のアプリケーションソフトに依存しないデータ形式（CSV<sup>\*4</sup>等）とする。

### (2) 公開データの加工、利用の原則

公開するデータの加工、利用については、著作権の取扱いルールを定めるためのライセンスである、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」<sup>\*5</sup>を使用するものとし、本市においては原則として利用者に対し、二次利用及び商用利用を認める「CC BY」<sup>\*6</sup>での公開とし、市ホームページにオープンデータの取り扱いを記述したページにて表示を行う。



(CC BY のライセンス表示)

## 9. 市の免責事項の記載

オープンデータを利用する市民や企業等に対し、市ホームページにオープンデータの取り扱いを記述したページにて、本市の免責事項について記載する。

(1) 本市では掲載データについて、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証をするものではない。また、掲載データは本市が有する情報の一部であり、その全てを網羅するものではない。

(2) 掲載データを利用したこと、利用できなかったこと、掲載されている情報に基づいて利用者が下した判断及び起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、本市は一切責任を負わない。

(3) 利用者の本ガイドライン違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、本市は一切責任を負わない。

(4) 掲載データの情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、全ての掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、掲載を中止することがある。

## 10. 進行管理

オープンデータの作成、確認、更新等は、各所管課が行い、定期的に庶務課が進行管理を行う。

### 1 1. 見直し

本ガイドラインの内容は、今後の国における検討及び情報化技術の進展等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

### 1 2. 協議

オープンデータの扱いについて、本ガイドラインの定めがないものについては庶務課と協議するものとする。

### 1 3. 施行期日

このガイドラインは、平成30年2月20日から施行する。

#### (参考 用語集)

No.	用語	説明
※1	機械判読	コンピュータアプリケーションが、データの構造や内容を自動的に判別・読み込みし、加工や編集などの二次利用ができること。
※2	オープンデータ カタログページ	オープンデータ化したデータを集約して公開しているホームページのこと。利用者が一元的にデータの検索及び閲覧が可能となり、利便性が向上する。
※3	個人情報	個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの。 (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
※4	C S V	コンピュータで扱うデータ形式の一つ。comma separated value の略であり、個々のデータをカンマで区切ったもの。特定のアプリケーションやコンピュータに依存せず、互換性が高い。
※5	クリエイティブ・コ モンズ・ライセンス	非営利団体であるクリエイティブ・コモンズが提唱した、著作権のある著作物の配布を許可するパブリックライセンスであり、作者が自らの著作物について、他者に利用を許可する際の条件を示すもの。
※6	C C B Y	6種類あるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのうち、最も制限がされていないライセンス。このライセンスで公開されたデータは、利用者が自由に二次利用や商用利用を行うことができる。